

平成30年12月14日

指定管理者の指定について（練馬区立土支田デイサービスセンター等）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立土支田デイサービスセンターほか6施設の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 管理を行わせる公の施設

練馬区立土支田デイサービスセンター

練馬区立豊玉デイサービスセンター

練馬区立高松デイサービスセンター

練馬区立東大泉デイサービスセンター

練馬区立練馬デイサービスセンター

練馬区立錦デイサービスセンター

練馬区立練馬中学校デイサービスセンター

3 指定管理者

東京都練馬区光が丘六丁目4番1号

社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団

理事長 西 村 奨

4 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

5 選定の経過

平成30年4月18日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

- 5月17日 平成30年度第1回指定管理者選定委員会  
 (業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告)  
 (モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価)  
 (現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)
- 7月4日 第2回指定管理者選定小委員会  
 (企画提案書作成要項の審議)
- 7月5日 企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
- 7月20日 申請書類受付(経営状況に関する部分)
- 7月23日 経営診断委託
- 8月3日 申請書類受付(事業計画に関する部分)
- 8月27日 第3回指定管理者選定小委員会  
 (施設実地調査の実施)  
 (プレゼンテーションおよびヒアリング実施)  
 (申請団体の評価、採点)
- 11月2日 平成30年度第5回指定管理者選定委員会  
 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)
- 12月14日 平成30年第四回定例会  
 (指定管理者指定議案議決)

## 6 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、これまでの施設運営で培ったノウハウを生かした質の高い介護サービスの提供が今後も期待できること、利用者の意見・要望を反映した施設運営が行われていること等の理由により、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が練馬区立土支田デイサービスセンター等を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加え

て評価を行った。

#### (1) 安定性・継続性

収入に占める補助金の割合が極めて低く、支払委託料が少額なため、自主的運営能力が高い。

また、資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

#### (2) 当該施設の運営実績

区立のデイサービスセンターとして、在宅生活を支援するリハビリテーションに積極的に取り組み、高齢者の自立支援や重度化防止を推進している。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。個人情報保護規程に基づいて、各施設に個人情報取扱責任者を置き、法人のIT担当主査と連携しながら個人情報を保護するなど、コンプライアンスに積極的に取り組んでいる。

労働関係法令に基づき、給与規程や雇用形態別の就業規則等を定め、全職員への周知を図り適正に運用しているほか、雇用に関する法令等の遵守に向け、労務管理に関する研修等に参加している。また、役員等の構成は適正であり、理事会・評議員会は定期的開催されている。

法人が運営する「練馬介護人材育成・研修センター」のノウハウを生かし、事故事例勉強会、認知症事例検討会等の専門研修を随時開催し、職員の質の向上に努めている。また、全職員が認知症ケア研修や人権研修を受講しているほか、「虐待の芽チェックシート」「個別接遇チェックシート」を活用した自己チェックを行うことで、利用者の人権尊重を重視した取組を推進している。

法人の定めた「苦情解決マニュアル」に基づき、各施設で「苦情受付担当者」と「苦情解決責任者」を配置し、苦情・事故の発生時も一体的に対応している。苦情の内容については、法人の「サービス向上委員会」で検討・協議を行い、他事業所へ事例等を周知することにより、サービス向上へ生かしている。

#### (3) 施設運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、利用者および利用者家族の意向を汲み取りながら、介護予防と自立支援への対応を積極的に行っていく考えがある。

現在のサービス水準を維持するため、法人内に「サービス向上担当課」「リスクマネ

ジメント委員会」「サービス向上委員会」を設置し、サービス全般に関する状況把握と分析を行い、結果を職員に周知する等、多様な施設を運営してきたノウハウを生かす提案がある。また、施設利用者へのサービス意向調査や第三者評価の実施により、利用者の意見・要望を反映したサービスの向上に努めている。

採用時から体系的に研修を実施しているほか、職層と職能ごとに具体的な人材像を明確にした研修計画を作成し、人材育成に取り組む提案がある。施設内研修、事例検討会、人事考課制度、資格取得への補助を実施するなど、職員の資質向上やキャリアアップへの取組を計画的・継続的に開催し、職員の質の向上に努めている。

#### (4) 運営経験を生かした取組

施設開設時より当該施設の管理運営業務を受託しており、利用者やその家族のほか、隣接している高齢者集合住宅、都営住宅、地域住民等の関係者と信頼関係を構築している。

近隣小中学校の職場体験・ボランティア体験の受入れや地域に情報を発信し家族介護教室を開催する等、地域に積極的に貢献する意識が高い。また、福祉避難所として指定を受けるなど、高齢者に関わる事業だけにとどまらず、区の事業にも協力している。

介護食の提供や認知症ケア、医療的ケアが必要な方への対応など、利用者一人ひとりの要望や状態に応じた個別支援を行う提案がある。

#### (5) 施設の維持管理・安全性への配慮

点検チェックシートにより、施設設備および介護サービス提供に係る必要な構造物の点検を実施している。また、「気付きと声掛け運動」強化月間を設け、施設内の自主的な点検を行うなど、安全性の確保に努めている。

事故の分析や防止策、災害対策等について検討するリスクマネジメント委員会の設置、事例検討会の開催、職員研修の実施など危機管理体制の充実を図っている。

#### (6) 効率的な管理運営

基準を上回る介護職員・看護職員の配置や多様な勤務シフト体制により、効率的にきめ細かい介護が可能な体制を確保している。

また、清掃業務、設備保守業務、給食調理業務等の再委託や法人経営会議における月次決算分析による収支管理により、効率的な運営に努めている。

#### (7) 施設特性に応じた評価項目

常勤の機能訓練指導員を配置し、専門的な視点による自立支援や改善に向けた個別のリハビリプログラムを作成し、定期的に利用者の状態を評価することで、きめ細かい機能訓練指導を行う提案がある。

認知症ケアの専門研修、事例検討会や医療に関する勉強会の定期的な実施により職員の専門性を高めることで、認知症の対応が必要な利用者や医療的ケアの必要な利用者を積極的に受け入れる考えがある。

#### (8) 地域への貢献

各施設において、平均8割の職員が区民であり、職員の採用に当たっては、今後も区民の雇用を推進する考えがある。また、業務の再委託や物品の購入に当たっては、区内事業者の活用に努めている。

近隣の保育園や小中学校など世代を超えた地域交流に積極的に取り組んでいるほか、避難拠点訓練や防災訓練にも参加するなど、地域に根差した施設運営を行っている。また、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、包括的に介護および介護予防に取り組む考えがある。

## 別表

## 指定管理者の審査結果（練馬区立土支田ダイサービスセンター等）

|          | 評価項目              | 評価基準   | 配点   | 得点   |
|----------|-------------------|--|------|------|
| 団体<br>審査 | 1 安定性・継続性         | (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無<br>(2) 事業効率の状況<br>(3) 資金力の有無<br>(4) 借入金の返済能力の有無<br>(5) 経営の安全性                             | 5点   | 4点   |
|          | 2 当該施設の運営実績       | (1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果<br>(2) 利用者等への対応   | 15点  | 12点  |
| 提案<br>審査 | 3 施設運営体制          | (1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方<br>(2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容<br>(3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組<br>(4) 職員に対する教育、研修体制 | 50点  | 40点  |
|          | 4 運営経験を生かした取組     | (1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組   | 40点  | 32点  |
|          | 5 施設の維持管理・安全性への配慮 | (1) 日常的な点検体制<br>(2) 災害その他緊急時の危機管理体制<br>(3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制  | 20点  | 16点  |
|          | 6 効率的な管理運営        | (1) 効率的な人員配置<br>(2) 再委託の範囲の妥当性<br>(3) 事業計画と収支計画の妥当性<br>(4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案<br>(5) 提案金額の妥当性                        | 20点  | 16点  |
|          | 7 施設特性に応じた評価項目    | (1) 自立支援・重度化防止の取組<br>(2) 中重度者受入れのための取組   | 20点  | 16点  |
|          | 8 地域への貢献          | (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。）<br>(2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達<br>(3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進                        | 30点  | 24点  |
| 合 計      |                   |  | 200点 | 160点 |